

令和 8 年

第 4 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和 8 年 5 月 1 日

閉会：令和 8 年 5 月 1 日

福岡県東峰村議会

令和8年 第4回東峰村議会臨時会

招 集 年 月 日 令和8年5月1日開議
招 集 の 場 所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和8年5月1日 9時30分
議 長 高橋弘展
閉会日時及び宣告 令和8年5月1日 13時10分
議 長 高橋弘展

応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	大喜多 賢 治	○	2 番	野 寄 和 秀	○
3 番	小 川 利 勝	○	4 番	和 田 将 幸	○
5 番	樋 口 朗	○	6 番	佐々木 孝	○
7 番	伊 藤 均	○	8 番	大 蔵 久 徳	○
9 番	梶 原 伯 夫	○	10 番	高 橋 弘 展	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	野 口 善 規
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務企画課長	岩 橋 俊 典	ふるさと推進課長	梶 原 孝 司
農林建設課長	前 田 薫	災害対策室長	樋 口 修 一
住民福祉課長	國 松 直 美	教育課長	前 田 光 輝

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	古 賀 英 彦		

村長提出議案の題目

承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）
同意第 3 号	東峰村教育委員会教育長の任命について
同意第 4 号	東峰村教育委員会委員の任命について
同意第 5 号	東峰村監査委員の選任について

議員提出議案の項目

発議第 1 号	東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議案の提出について
---------	------------------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則 125 条） 1 番 大喜多賢治議員 2 番 野寄和秀議員

第4回 東峰村議会臨時会会議録

令和8年5月1日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和 8 年 第 4 回東峰村議会臨時会議事日程

令和 8 年 5 月 1 日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙について

日程第 3 副議長の選挙について

日程第 4 議席の指定について

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 会期の決定

日程第 7 常任委員会委員の選任について

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

日程第 9 発議第 1 号 東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議案の提出について

日程第 10 東峰村議会広報特別委員会委員の選任について

日程第 11 東峰村消防委員会委員の推薦について

日程第 12 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議員の選挙について

日程第 13 議案上程報告

日程第 14 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 15 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）

日程第 16 同意第 3 号 東峰村教育委員会教育長の任命について

日程第 17 同意第 4 号 東峰村教育委員会委員の任命について

日程第 18 同意第 5 号 東峰村監査委員の選任について

日程第 19 閉会中の各常任委員会継続調査の申出について

開 会	(9時30分)
事務局長	事務局長の古賀でございます。 本臨時会は選挙後、初めての議会です。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。 それにより、樋口朗議員を臨時の議長としてご紹介いたします。どうぞよろしくお願い致します。
臨時議長	ただいまご紹介をいただきました樋口朗です。 地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。皆様のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
臨時議長	本日の出席議員は10名です。 定足数に達していますので、ただいまから令和8年第4回東峰村議会臨時会を開会します。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
臨時議長	日程第1 「仮議席の指定」を行います。 仮議席は、ただいま着席の議席とします。
日程第2	
臨時議長	日程第2 「議長の選挙」を行います。 選挙は投票で行います。 ここで、執行部の退席を求めます。 (執行部退場) (議場の出入り口閉鎖)
臨時議長	ただいまから、議長選挙に立候補しています、8番 伊藤均議員、9番 高橋弘展議員の決意表明を行います。 まず、最初に、伊藤均議員、演壇にてお願いいたします。
伊藤議員	今回の議長選挙におきまして、所信表明の機会を与えていただき、ありがたく感謝申し上げます。 さて、今回の議長選に鑑み、改めて、議長という職責は何なのか、という原点について考えてみました。 議長の職務権限は、地方自治法では、議場の秩序を保持し議事を整理し、議会の事務を整理し、議会を代表するとあります。これは、あくまで職務の一端であり、それだけではないということは言うまでもありません。 皆様ご承知のとおりと思いますが、地方議会議員最大の役割は、首長及び行政のチェックを行うことにより、村政がより良い方向に向かうことが一番大事なことだと考えております。 また、村民の皆様の代理人として、住民の声を村政に届け、政策を応援し、税金がいかに無駄なく、効率的また公正に行われるように取り組んでいきたいと考えております。 皆様は、厳しい選挙戦を勝ち抜いてこられ、お一人お一人が村政に対しての情熱という熱いエンジンを持った選ばれた方々であります。そして、東峰村をこよなく愛し、東峰村の発展、村民の幸福を求めるといふ、同じ目標、同じ考えを持たれておられると思います。 しかし、同じ考えであっても、10名の議員がいるということは十通りのやはり考えや思いがあり、思いの幅は広く大きなものとなっておりますが、同じ目標であるなら、

	お互い主張するところは主張し、譲るところは譲り合って議論を重ねることにより、思いの幅を少しでも狭くするように努力をする必要が、必要ではないでしょうかと思っております。そして、それを大所高所の中からリードしていくのが議長の務めだと思っております。 それでは、所信の一端を述べさせていただきます。 まず、第一に、村議会基本条例の議長の責務にもあるように、議会の代表者として中立、かつ議会運営を行っていきたいと思っております。 2点目は、議員の定数の見直しであります。 昨年3月に、定例会の中で、現状の定数を10名で決定し、議員定数調査特別委員会の報告書によって報告をされたところであります。その調査定数報告書を踏まえて、現状の10名で今回の定数を決定し、今回の選挙が行われたということでございますが、結果、反省としては、4年前では有権者が1,701名であったものが、今回は1,498人で226人の減少と。また、投票率においても、81.1%であった4年前の投票率が、今回は77.71%というように減少をしているところであります。 このものを踏まえますと、議会運営としては、協議人数が減少することで多様な意見が出なくなります。これにより難しい議会運営というものが、今から先考えられますが、次の選挙においては、定数を削減せざるを得ないと思っております。 投票率をアップするためには、議会や議員が何をしているのか、よく分からないといった村民のマイナスイメージを払拭し、政治をもっと身近に感じていただき、村議会と村議会議員に関心を持っていただく必要があるかと思っております。 そして、議員環境の充実であります。 地方分権と言われて久しく、議会の役割と責任は大きくなり、議会を構成する議員の資質の向上が求められております。議員は、日々研鑽を重ね、自己研鑽を重ねていく必要があります。議会の役割と責任の重さを鑑み、議員活動を充実し、また、これからも地方政治家を目指す若者たちが、議員活動に専念できるような環境にするためにも、社会情勢を十分に勘案しながら、将来に向けて議員環境の整備、充実を論議していかなければならないと思っております。 重複しますが、議会は二元代表制の一翼を担っております。議会は村民の意見を村政に反映するところであり、村の意思決定をする議事機関でもあります。執行部とは双璧をなすものでありますが、お互いの立場で、お互いの職責を履行し、認めるものは認め、指摘することは指摘する、そういった緊張感が必要であります。 車の両輪によく例えられますが、両輪がバランスよく回転し機能することで、東峰村の発展をさらに前進させ、笑顔で暮らせるまちづくりが実現するものと確信をしております。 そのためにも、皆様お一人お一人のご意見を尊重し、長期的、多目的に立った自由闊達な論議を促すとともに、信頼される議会の構築に向けて、皆様と一緒に努力を重ねてまいりたいと思っております。 議長職は、次のステップの踏み台ではありません。東峰村の発展、村民の幸福を求め、行政がより良い方向に向かうことが一番大切な仕事だと考えております。 結びに、議員各位のご理解と温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。
臨時議長	伊藤均議員の決意表明が終わりましたので、続きまして、高橋弘展議員の決意表明を演壇にてお願いいたします。
高橋議員	今回の議長選挙に立候補させていただきました、高橋弘展でございます。今回、このような決意表明の場をいただき、誠にありがとうございます。 それでは、議長選挙の立候補に際し、決意を述べさせていただきます。

	今回の選挙を通じて、村民の皆様からは、議会に対する厳しくも切実な声を多くいただきました。 議会を派閥のように割らないでほしい、議員定数の削減を改めて考える必要があるのではないか、こうした声は、議会への不安であると同時に、村民のために機能する議会であってほしいという期待の表れであると受け止めています。 私自身、初当選は平成25年の補欠選挙でした。その当時東峰村議会は、既に大きく二つに割れた状態でした。あったと私も記憶をしております。私も一人の議員として、自分の考えを村政に反映させるため、議会内で過半数を形成する動きに関わってまいりました。 しかし、今振り返ったとき、それが本当に住民の皆様のためになっていたのか、議会全体の信頼や村民の福祉向上に繋がっていたのか、この点については私自身、大きく反省しなければならないと考えております。 議会の中に考え方の違いがあることは決して悪いことではありません。多様な意見があるからこそ議会は政策を磨き、村民の声を村政に届けることができます。問題は、その違いを政策論争に高めるのではなく、固定的な対立や数合わせにしてしまうことです。 私は、これからの東峰村議会に必要なのは、議員同士が分かれ対立する議会ではなく、村のために議論をし、知恵を出し合うチーム東峰村議会をつくっていくことだと考えております。 議長の使命は、自分の意志を押し通すことではありません。議長以外の9名の多様な意見を受け止め、議論を整理し、議会として責任ある方向性へと導きだすことであります。 そのために私は、5つの取り組みを進めてまいります。 第1に、住民の声を政策に繋げる流れづくりであります。 一般質問を、住民の困りごとや地域課題を議会全体で共有する場として位置づけます。住民の声を聞き、一般質問で共有し、委員会で調査をし、議員同士で話し合い、議会としてまとめる。それを行政へ政策提言として届ける流れをつくってまいります。 第2に、議会での話し合いを住民に見える形にする取り組みであります。 議会では何が話し合われ、住民の声があるのか、これが分かる議会になれば、議会への信頼には繋がります。議会傍聴を身近なものにし、議会広報をより分かりやすく見直し、そして地域に出向いて住民の皆様と対話する機会をつくってまいります。 第3に、議員一人一人の力を高める取り組みであります。 村政の課題は、現在、幅広く、そして複雑化をしております。住民の皆様や外部専門家の意見も伺いながら、議会としての話し合いの質を高めてまいります。 また、生成AIなど新しい技術についても活用を検討し、事務作業を効率化し、議員同士の対話と討議に時間を掛けられる体制をつくってまいります。 第4に、新人の皆様へのフォローと新しい目線を活かす議会運営であります。 今回当選された議員一人一人には、それぞれ実現したい思いや、そして課題意識があるかと思います。その思いや課題を、いち早く議会での協議や政策提言に繋げていけるよう、特に新人の皆様へのフォローは大切にまいります。 また、新人の皆様の疑問や違和感は、議会をより良い方向へ変えていく大きなきっかけでもあります。 最後、第5、議員定数削減を前提とした、これからの議会のあり方についての協議でもあります。 仮に議員定数が減った場合でも、住民の声が届きにくくならない仕組み、議会全体と
--	--

	して機能を落とさせない仕組みを模索をしてみたいです。 その上で議員定数、議員報酬、議員のなり手不足等を含めて、この村に合った議会の形を考えてみたいと思います。 私は、議長という立場は、個人の政策を前面に出す立場ではないと考えます。しかしながら、村民の暮らしに寄り添い、東峰村を前に進めるための議論を深める環境を整えることは、議長の大きな責務であります。 行政とは適切な緊張感を保ちながら、村民のために必要なことは共に前へ進める、議員同士は考え方の違いを認め合い、村のために対話を重ねる、住民の皆様とは、議会では何が議論され、どう動いているのかを共有し、信頼関係を築いていく、派閥ではなく政策を、対立ではなく対話を、数合わせではなく住民のための合意形成を、個人戦ではなくチームとしての議会力を、この姿勢を大切にしながら、東峰村議会が村民にとって、より身近で分かりやすく、信頼される議会となるよう誠心誠意取り組んでまいります。 暮らしに寄り添い、東峰村を前へ、この思いを、議会運営の中でも大切にし、議員各位のお力をお借りしながら、村民の福祉向上と東峰村の未来のために全力を尽くす覚悟であります。 何卒皆様のご賛同とご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げ、私の決意表明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。
臨時議長	高橋弘展議員の決意表明が終わりました。 地方自治法第118条の規定により、立候補者以外の方でも議長候補者の対象となります。
臨時議長	ただいまの出席議員は10名です。 次に、投票立会人を指名します。 投票立会人に、4番 和田将幸議員、3番 小川利勝議員を指名します。
臨時議長	それでは、投票箱を点検します。 立会人の方は確認をお願いします。 (投票箱の確認)
臨時議長	立会人の方、異常はありませんか。 (「異常なし」の声あり)
臨時議長	異常なしと認めます。 それでは、投票用紙を配ります。 (投票用紙配布)
臨時議長	投票用紙の配布もれはありませんか。 配布もれなしと認めます。 念のために申し上げます。議員名簿をご覧いただき、投票用紙には立候補者1名を、ご氏名をご記入ください。お願いします。 ご記入は終わりましたでしょうか。 ただいまから投票を行います。仮議席の1番議員より順次前に出てください。 (1番議員より順次投票)
臨時議長	投票もれ、投票されてない方はいませんか。 投票もれなしと認めます。 これで、投票を終わります。
臨時議長	続いて、開票を行います。 和田将幸議員、小川利勝議員、開票の立ち合いをお願いします。 (開票)
臨時議長	選挙の結果を報告いたします。 投票総数 10票

	有効投票 10票 無効投票 0票 有効投票のうち、 高橋弘展議員 7票 伊藤均議員 3票 白票 0票 以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1ですので3票です。 したがって、高橋弘展議員が議長に当選されました。
臨時議長	議場の出入り口を開きます。 (議場の出入り口開放) (執行部入場)
臨時議長	ただいま、議長に当選されました高橋弘展議員が議場におられますので、本席から当選の告知を行います。 以上で、臨時議長の職務が終わりました。ご協力ありがとうございました。 議長の席を降りさせていただきます。 (臨時議長、仮議席に着く)
事務局長	高橋弘展議長、議長席にお着きください。
議長	ただいま、議長の職責をいただきました高橋弘展でございます。 一言ごあいさつ申し上げます。 先ほどの議長選挙では厳粛な中、皆様には推挙いただきありがとうございました。 決意表明でも述べさせていただいたとおり、今回、議会議員選挙では、住民の皆様から皆様は付託をして、この議場でこれから4年間、共に議会の一員として東峰村議会を担っていきます。 私もその先導役として、しっかりとその職責を果たすとともに、一方で、この選挙の中でも、やはり議会の不信感であったり不安であったり、さまざまな声をいただいてのスタートとなります。これから皆様一緒になって議員力アップ、議会力アップ、しっかりとした議会運営ができますよう皆様のご協力とともに、どうか議会運営のご協力をよろしくお願いいたします。
休憩	
議長	10時30分まで休憩いたします。 皆さん、この後副議長を決めますので、一旦また全員協議会を開きます。第2会議室をお願いします。 (10時08分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、議会を再開します。 (10時30分)
日程第3	
議長	日程第3、副議長の選挙を行います。 選挙は投票で行います。 ここで、執行部の退席を願います。 (執行部退場) 議場の出入り口を閉めます。 (議場の出入り口閉鎖)
議長	施錠確認よろしいでしょうか。 ここで、副議長選挙に立候補しています、7番 梶原伯夫議員、6番 佐々木孝議員

	の決意表明を行います。 まず、最初に、6番 佐々木孝議員、演壇にてお願いいたします。
佐々木議員	佐々木孝です。本日は、このような機会を与えていただきましてありがとうございます。 今回、私が副議長に立候補したのは、これまでの経験を活かし、東峰村議会をさらにより良くしていきたいと考えたからです。 東峰村は豊かな自然、そして人の温かさに恵まれた魅力ある村です。 一方で、人口減少や日々の暮らしなどの課題も多々あります。これらの課題にしっかりと向き合っていかなければなりません。 その中で議会は、住民の声を大切にし、丁寧に議論を重ねる場だと、私は考えております。副議長としては、しっかりと議長を支えながら、公平な立場で全議員が意見を出しやすい議会づくりに努めてまいります。 特に、予算・決算審査委員会では、委員長として深まった議論ができるように努力してまいりたいと思っております。 また、議会の取り組みを住民の皆様に分かりやすく伝えるとともに、住民の皆様の意見をしっかりと聞いてまいりたいというふうに思っております。 東峰村のために、副議長としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと思いますので、皆様のご理解とご支援をよろしくお願いをいたします。 佐々木孝、頑張ります。ありがとうございます。
議 長	終わりましたので、7番 梶原伯夫議員、決意表明をお願いいたします。
梶原議員	梶原伯夫でございます。副議長立候補の決意表明をさせていただきます。 議員各位におかれましては、日ごろ村政発展のために、多大なるご尽力を承っておりますことを深く敬意を表します。 この度、私は、東峰村議会副議長選挙に立候補する決意を固めました。 私たちの愛するこの東峰村が、次世代にわたって持続可能な誇りある村であるために、議会の活性化と村政の進展に心血を注ぐ覚悟でございます。 副議長の職責は議長を補佐し、議会運営が公正かつ円滑に行われるよう調整することにあります。議員の皆様が多様な意見を真摯に伺い、建設的な議論が行われる場を整えることで、住民の皆様への期待に応える、開かれた信頼される議会の構築に邁進してまいり所存です。 現在、わが村は、人口減少や地域経済の維持など多くの課題に直面しています。しかし、豊かな自然環境、伝統ある文化、そして、何よりここに住む人の力という計り知れない可能性も秘めています。 私は、現場の声を大切にし、コミュニケーションを取りながら、行政と議会、そして、住民の皆さんとの橋渡し役を公平公正にやり、村の資源を守り、新たな活力を生み出すための議論を先導してまいります。 職責を全うするため、誠心誠意取り組んでまいります。どうか議員各位の温かいご支援とご賛同を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。そして、東峰村の輝かしい未来のため、共に歩ませてください。よろしくお願いをいたします。
議 長	地方自治法第118条の規定により、立候補者以外の方でも議長を除く議員の方が副議長候補者の対象となります。
議 長	ただいまの出席議員数は10名です。 次に、投票立会人を指名します。 立会人に、4番 和田将幸議員、及び3番 小川利勝議員を指名します。
議 長	投票箱の点検をします。 立会人の方の確認をお願いいたします。

	(投票箱の確認)
議 長	立会人の方、異常はありませんか。 (異常なしの声あり)
議 長	異常なしと認めます。 投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。 (投票用紙配布)
議 長	投票用紙の配布もれはありませんか。 配布もれなしと認めます。 ただいまから投票を行います。1 番議員より順次投票を行ってください。 (1 番議員より順次投票)
議 長	投票もれはありませんか。 投票もれなしと認めます。 これで、投票を終わります。
議 長	続いて、開票を行います。 4 番 和田将幸議員、及び3 番 小川利勝議員、開票の立ち合いをお願いいたします。 (開票)
議 長	選挙の結果を報告いたします。 投票総数 10 票 有効投票 10 票 無効投票 0 票 有効投票のうち、 梶原伯夫議員 5 票 佐々木孝議員 5 票 白票 0 票 以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1ですので3票です。 7 番 梶原伯夫議員と6 番 佐々木孝議員の得票数は、いずれもこれを超えています。両君の得票数は同数です。 この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。 7 番 梶原伯夫議員、6 番 佐々木孝議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。 くじは2回引きます。1 回目は、くじを引く順序を決めるものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。 くじは、抽選棒で行います。 立会人、4 番 和田将幸議員、及び3 番小川利勝議員、くじの立ち合いをお願いいたします。 異常ありませんでしょうか。 (異常なしの声あり)
議 長	異常なしと認めます。 まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。 先ほどの決意表明のときと同様に、議席順にまず、くじを行います。 6 番 佐々木孝議員、及び7 番 梶原伯夫議員、くじを引いてください。 (くじを引く)
議 長	くじを引く順番が決定しましたので報告いたします。 まず、初めに、梶原伯夫議員、次に、佐々木孝議員、以上のとおりです。

	ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。1 番の順番を引かれた方を当選人といたします。 まず、立会人の確認をお願いいたします。 立会人、異常はありませんでしょうか。 (異常なしの声あり)
議 長	異常なしと認めます。 それでは、1 番目の梶原伯夫議員、お願いいたします。 (くじを引く)
議 長	くじの結果を報告します。 くじの結果、梶原伯夫議員が当選人と決定いたしました。したがって、梶原伯夫議員が副議長に当選しました。
議 長	議場の出入り口を開きます。 (議場の出入り口を開放) (執行部入場)
議 長	ただいま、副議長に当選されました、梶原伯夫議員が議場におられますので、本席から当選の告知を行います。 7 番 梶原伯夫議員、演壇にて副議長当選承諾及びあいさつをお願いします。
副 議 長	梶原伯夫議員でございます。 ただいま、副議長の選挙で当選させていただきました。これからまた、議長の手助けとなるよう、また、議会の運営がスムーズに行きますように努力をいたします。よろしくをお願いいたします。
休 憩	
議 長	それでは、11時30分まで休憩をします。 議員の方は全員協議会を開きますので、速やかに第2会議室へお集まりください。 (10時53分)
再 開	
議 長	それでは、休憩前に引き続き、議会を再開いたします。 (11時57分)
日程第4	
議 長	日程第4、議席の指定を行います。 議席の指定は、ただいま着席の議席といたします。 議席番号、氏名につきましては、お手元の配布の資料をご確認ください。以上でございます。
日程第5	
議 長	引き続きまして、日程第5、会議録署名議員の指名をいたします。 1 番 大喜多賢治議員、2 番 野寄和秀議員、お願いいたします。
日程第6	
議 長	日程第6「会期の決定」を、議題とします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日5月1日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。
日程第7	

議 長	日程第7 「常任委員会委員の選任」を行います。 お諮りします。 常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、常任委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。 常任委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告します。 総務常任委員長 大蔵久徳議員 総務常任副委員長 佐々木孝議員 経済常任委員長 野寄和秀議員 経済常任副委員長 樋口朗議員 以上のとおり互選されたので報告します。
日程第8	
議 長	日程第8 「議会運営委員会委員の選任」を行います。 お諮りします。 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、 梶原伯夫議員 大蔵久徳議員 佐々木孝議員 野寄和秀議員 樋口朗議員 以上のとおり指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。
議 長	議会運営委員長及び副委員長の互選につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会において委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告します。 議会運営委員長に梶原伯夫議員、議会運営副委員長に大蔵久徳議員、以上のとおり互選されたので報告します。
日程第9	
議 長	日程第9 発議第1号「東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議案の提出について」を、議題といたします。 提出者の樋口朗議員に説明を求めます。 5番 樋口朗議員
5 番	7ページをお願いします。 発議第1号「東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議案の提出について」 上記の議案を別紙のとおり東峰村議会会議規則第14条の規定により提出します。 令和8年5月1日提出、提案者 樋口朗、賛成者 和田将幸。 提案理由、議会広報は、議会と住民を結ぶ懸け橋であり、議会の審議・活動状況を広

	く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実を図り、編集委員として十分な活動ができるようにする為、地方自治法上の根拠を有する東峰村議会広報特別委員会を設置するものである。 8ページをお願いします。 東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議 次のとおり東峰村議会広報特別委員会を設置するものとする。 記 1 名称 東峰村議会広報特別委員会 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び東峰村議会委員会条例第6条 3 目的 議会広報を通じて議会の審議・活動状況を住民に周知するため 4 定数 5名 5 任期 委員の任期満了日まで 以上です。
議 長	説明が終わりました。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 発議第1号「東峰村議会広報特別委員会設置に関する決議案の提出について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、可決することに決定いたしました。
日程第10	
議 長	日程第10 「東峰村議会広報特別委員会委員の選任」を行います。 お諮りします。 東峰村議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、東峰村議会広報特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。
議 長	東峰村議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、広報特別委員会において委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告します。 議会広報特別委員長に樋口朗議員、議会広報特別副委員長に和田将幸議員、以上のとおり互選されましたので報告します。
日程第11	
議 長	日程第11 「東峰村消防委員会委員の推薦について」を、議題とします。

	お諮りします。 東峰村消防委員会条例第4条の規定により、伊藤均議員、小川利勝議員、以上2名を指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、東峰村消防委員会委員の推薦は、ただいま指名しました伊藤均議員、及び小川利勝議員、以上の2名を東峰村消防委員会委員の推薦とすることに決定しました。
日程第12	
議 長	日程第12 「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙」を行います。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約第5条第1項により、組合議会の選挙を行います。 お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、選挙方法については、指名推薦で行うことに決定をいたしました。 お諮りいたします。 指名の方法は、議長が指名することになしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、指名の方法は、議長が指名することにな決定をいたしました。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会の議員に、議長 高橋弘展議員、副議長 梶原伯夫議員を指名します。 お諮りいたします。 ただいま議長が指名した両名を当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、ただいま指名しました2名が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会の議員に当選されました。 会議規則第33条の規定により、当選の告知をします。
日程第13	
議 長	日程第13 事務局長に議案の上程報告を求めます。 議会事務局長 (事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第14	
議 長	村長あいさつ及び提案理由の説明を求めます。 村長
村 長	改めまして、こんにちは。 本日、ここに、令和8年第4回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙のなか、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 先月26日に執行されました東峰村議会議員一般選挙におきましては、それぞれ厳しい選挙を戦われ、見事な当選の栄に浴されましたことに対しまして、心からお慶びとお

	祝いを申し上げます。 また、先ほどから、新しく議長、副議長、各委員の選出が無事に行われましたことに 対し、重ねてお慶びを申し上げます。今後は高橋議長、梶原副議長のもと一丸となって 議会運営にあたっていただきますよう、ご期待申し上げるものであります。 村の課題、地域の課題、人口問題、子育て、教育、高齢者福祉、産業振興、日田彦山 線沿線地域振興、地域交通、地域コミュニティ、安全・安心な暮らし、さまざまな懸案 を踏まえ、皆様それぞれの思いを選挙で訴えられたものと拝察いたします。地域の声を 村政に反映できるよう、さまざまな考え方はあると思いますが、同じ方向を見据えなが ら一緒に進んでまいりしたと、そう強く考えているところであります。 議員各位におかれましては、今後ともお互いに意見を出し合い、より良い村づくりに 向かって共に歩んでいただければと、心よりお願い申し上げます。 それでは、本臨時会に執行部から提案しております、議案等について、ご説明を申し 上げます。 本臨時会には、専決処分の承認について1件、同意について3件、計4件の議案等を 提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。 承認第4号、専決処分の承認を求めること（専決第4号）につきましては、令和7年 度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について、年度末の市町 村保険料負担金の精算時において、不測の増額が判明したことに伴い、福岡県後期高齢 者医療広域連合への負担金について予算を計上する必要が生じましたが、議会の議決す べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら かであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第 3項の規定により報告し承認を求めるものであります。 同意第3号、東峰村教育長の任命につきましては、教育長の任期満了に伴い、地方教 育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに梶原秀昭氏を教 育長に任命することについて、議会の同意を求めるものです。 同意第4号、東峰村教育委員の任命につきましては、教育委員仲道優氏が令和8年5 月30日に任期満了となりますが、引き続き同氏を東峰村教育委員会委員に任命するこ とについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議 会の同意を求めるものです。 同意第5号、東峰村監査委員の選任につきましては、樋口朗議員を議員のうちから選 任する、監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、 議会の同意を求めるものです。 以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご 議決を賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。どうぞ よろしくお願いいたします。
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第15	
議 長	日程第15 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を、 議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	議案の12ページをお願いいたします。 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。 令和8年5月1日提出、東峰村長名でございます。

	13ページをお願いいたします。 東峰村専決第4号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第2号）を専決処分する。 令和8年3月31日、東峰村長名でございます。 理由としまして、年度末の市町村保険料負担金の精算時において、不測の増額が判明しました。このことにより、予算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。 14ページをお願いいたします。 令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第2号） 令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,470万円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和8年3月31日提出、東峰村長名でございます。 15ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。 1款1項後期高齢者医療保険料でございます。補正額263万円、合計で4,470万円でございます。 16ページをお願いいたします。 歳出でございます。 2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額263万円、合計4,470万円でございます。 19ページをお願いいたします。 2歳入、1款1項2目普通徴収保険料でございます。補正額263万円、1節現年度分としまして263万円でございます。 20ページをお願いいたします。 歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額としまして、18節負担金補助及び交付金としまして263万円でございます。保険料等の負担金でございます。以上でございます。
議長	説明が終わりました。 これより質疑、討論、採決を行います。 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 樋口朗議員
5番	この議案を頂いてですね、非常に議会選挙とかその後の委員選任で、非常に頭の中が混雑しているときにこれがぼっと出たからですね、全く前置きがなくて、普通こういったのはミスと言いますかね、不測の増額かもしれません。 大体全員協議会じゃなくて総務常任委員会とかですね、開いて説明するのが一般的ではないかなと思いますけど、いきなり専決処分したのでということで、ちょっと違和感を感じております。 ただ、もうこれ出してますからですね、仕方がないので、これが起きた時期、それから

	起きた原因、どこが問題なのか、それから、この不測の増額、この意味をですね、もう少し詳しくお願いしたいと思います。 そして、これの再発、今後の防止策、そういったところをお尋ねしたいと思います。
議 長	村長
村 長	この専決の案件につきましては、発覚と申しますか、事象が出たのが4月の15日に広域連合のほうから納付書のほうが届きまして、そのときに金額がはっきり分かったというのが1つでございます。 その時点において、4月17日に臨時議会があることはあったんですが、それにはちょっと調整が間に合わなかったというのが1点ということで、抑えていただきたいと思います。 また、今回専決をして、議案に上げるにあたって、26日に議員さんが代わる、5月1日に臨時会があるという中で、説明する機会を村としても日程をですね、探っていたところではございましたんですけど、なかなかちょっと日程が取れませんで、ちょっと今日の議会できなり上程という形になってしまった。 事情については、事前に説明するべきものであったという部分については、執行部のほうもしっかり認識はしていたんですけど、ちょっと日にちが取れなかったということで、ご容赦いただきたいなというふうに思っているところでございます。 この案件につきましては、通常平準化した中で保険料の予算を組むわけでございますが、ちょうど昨年11月、12月ぐらいから、ちょっと高額というかですね、そういう方が、いきなり増えたんじゃないでなくて少しずつ増えて行って、最終的に2月、3月において、右肩上がりという言い方はちょっと失礼になるんですけど、そういう形でちょっと金額が上がってきた。その精査がですね、どうしても3月に間に合わないというか、もう3月にはできません、事実上ですね。 ただ、反省するべき点としては、やはり専決という形で行うであっても、やっぱり4月の中旬あたりには、数字が本当は分かっていたのかなと。実際に納付書が来ないと、細かい数字というのは確定できないんですけど。 ですので、その時点でするのか。ただ、過大に予算を見積もるわけにもいきませんので、今回にあたっては、ちょっとイレギュラーという形ではございましたが、このような手続きを取らせていただいたということについて、村としてはやはりスケジュール感、日にちの中で、どういう形で進めていくかというのをしっかり把握しながらやっていかなければいけない。 これについては、やはり3月末時点ではなかなか数字の確定、その中で収まればいいんですけど、超える分について過大な見積もりというものができないという事情の中で、ちょっと専決という形でさせていただいた。3月の定例会では当然精査できないという形で行った部分、それと確定の部分が、日にちが少しずれ込んだことで、4月の臨時会に間に合わなかった。この分については、謝罪というか、ご容赦をいただきたいと思います。以上です。
議 長	5番 樋口朗議員
5 番	中身がよく分からないんですね。4月の15日に広域連合のほうから送ってきて、気が付いたような感じ、村長さんの説明で分かったんですけど、もうちょっと具体的に、何が足りなかったのかと言いますか。 保険料の欄で歳入入ってますね。だから、保険料は医療費を払うための保険料なのか、そこ辺の事実関係が、歳入と歳出がどんなふうになっているのかが、もうちょっと詳しくご説明していただけたらと思いますが。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	納付額につきましては、4月10日の第11期として527万8,770円というこ

	とで、収入報告を後期のほうにさせていただいております。 その後、15日の日に還付額を差し引いた524万5,130円の負担金が、請求書が到着をいたしまして、これが4月30日までの納付期限ということになっております。その時点で残額を確認いたしましたところ、金額が不足しているということが明らかになったような状況です。
議長	5番 樋口朗議員
5番	最後です。 後期高齢者医療ですね、大変複雑な制度だと私自身も認識してまして、私自身がですね、昨年5月に後期高齢者になって、その保険料で、実は残念ながらですね、徴収ミスがあって、それは当時の担当者から説明を受けて。 何かというと、金融機関の引き落としと現金納付と言いますか、私が金融機関で納付するのがダブったところがですね、1カ所あって、その返事というか、それが分かったのが昨年の10月ぐらいに、全く意味の通じないような文書が来てですね、それで私自身が文書を2枚ぐらい書いてですね、当時の担当者に説明を求めたところでございます。 それはそれとしてですね、やはり後期高齢者医療は、当時のことを聞くと、いろんな不祥事が後期高齢者でありましたですね。その方が終わった後に、非常に新しいというか新人をですね、その後期高齢者医療の担当にしてたわけですね。それも本当にどうかと思ったけど。 今回の不測の事態と、そういった人事とか、あるいは職員の能力が足りなかったのか、あるいはまた上司のですね、点検が足りない、よく分からないわけ。 でも、やっぱりこれはもう、何ですか、忙しいというか、向こうに納めなくちゃいけない金額ですから賛成はしますけど、これが終わった後にですね、もっと具体的なことで、やっぱり総務常任委員会等で事案の説明をですね、お願いしたいというふうに思っているところです。 もうちょっと、もう最後の質問ですからですね、分かる範囲で詳しく、もう少し私たちが理解できるような範囲で、この不測の増額の説明をお願いしたいと思います。
議長	村長
村長	すみません。ご質問の中でいろんな話をいただきましたが、自分としては村長でございます。職員の名誉のためにも一つ申し上げておきます。 この分については、これまでのミスと申しますか、不適切な事務処理の案件とは全く性質が違うものでございます。 先ほど課長が申しましたとおり、その月に徴収された保険料を翌月の10日に広域連合に報告をして、15日ぐらいに納付書が来て、月末までに支払うというのが毎月行われております。これが後期高齢者の保険料を徴収して、皆様からお預かりをして、広域連合に負担金として出すという手続きになっております。 この仕組みの中で、先ほど申しました昨年度末ぐらいからちょっと高額の医療の方がいて、ちょっと急に伸びてきたんですね。それで年度末の3月に納付を見るときに、平均値の中で超えるかもしれないけど、金額が推計ができなかったというのがございます。 ですので、実際にその4月、今年度4月に報告した分が15日に来て、4月の末日までに7年度の予算で支払わなければいけないという、すべて障害者の部分にしても、たぶん国保にしても同じ仕組みになっているんですけど、その中で、ちょっとあまりに金額が推計できなかったの、ちょっとそのときに上げて、また最後に足りなくて、なんですかね、また専決という形を取る方法もあったんですけど、今回においては、ちょっと専決という形で、年度末において補正予算を組ませていただいて、負担金をお支払い

	するという形を取らせていただいたということでございます。 もう３月末時点で保険金としては一時預かっておりますので、収入の分を同額支出という形で負担する分ではあるんですけど、この分についてですね、ちょっと時期的な部分もございまして、ちょっと前もってある程度の推計の中で行っていればという反省もあるんですけど、やっぱりちょっと二段階で補正を組むというリスクの部分もございまして、今回については末日においての専決という形を取らせていただいたということでございます。以上です。
議 長	よろしいでしょうか。 他に、質疑はありませんでしょうか。 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 反対討論はありますか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 同意第３号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	２１ページをお願いいたします。 同意第３号「東峰村教育委員会教育長の任命について」 次の者を、東峰村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。 令和８年５月１日提出、東峰村長名でございます。 氏名 梶原秀昭 住所 福岡県朝倉郡筑前町篠隈２２５番地１７５ 任期 令和８年５月３１日から令和１１年５月３０日まで 理由、任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、新たに教育長を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。 次のページに略歴を付けておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上でございます。
議 長	補足説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第３号「東峰村教育委員会教育長の任命について」を、お諮りいたします。

	本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
日程第 17	
議 長	日程第 17 同意第 4 号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	23 ページをお願いいたします。 同意第 4 号「東峰村教育委員会委員の任命について」 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、次の者を東峰村教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和 8 年 5 月 1 日提出、東峰村長名でございます。 氏名 仲道優 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字福井 7 1 8 番地 任期 令和 8 年 5 月 3 1 日から令和 12 年 5 月 3 0 日まで 理由、現東峰村教育委員会委員の仲道優氏が令和 8 年 5 月 3 0 日をもって任期満了となるが、引き続き同氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 次のページに略歴のほうを付けておりますので、お目通しのほうよろしくお願ひします。以上でございます。
議 長	補足説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第 4 号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
日程第 18	
議 長	日程第 18 同意第 5 号「東峰村監査委員の選任について」を、議題といたします。 本件については、地方自治法第 1 1 7 条の規定により除斥の必要がありますので、樋口朗議員の退場を求めます。 (樋口朗議員 退場)
議 長	それでは、補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	休憩中にお配りしました、監査委員の同意案件のほうをお願いしたいと思います。 同意第 5 号「東峰村監査委員の選任について」 地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、次の者を東峰村監査委員として選任することについて議会の同意を求める。 令和 8 年 5 月 1 日提出、東峰村長名でございます。 氏名 樋口朗

	住所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山27番地 任期 令和8年5月1日から令和12年4月30日まで 理由、東峰村議会議員の改選により、議員のうちから監査委員を選任する必要性が生じたので、選任にあたって議会の同意を求めるものでございます。以上です。
議 長	補足説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第5号「東峰村監査委員の選任について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
休 憩	
議 長	12時50分まで休憩いたします。 (12時40分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、議会を再開いたします。 (12時50分)
日程第19	
議 長	日程第19 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りいたします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があっております。これを許可します。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本日、令和8年第4回東峰村議会臨時会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。 さて、令和8年度も1カ月が経過いたしました。人口減少、高齢化の中で、地域の祭りの存続が危惧される中、4月12日には、縮小された形ではありましたが、岩屋祭りが勇壮に開催されました。26日には、日田彦沿線酒蔵巡りとして、片岡酒造での酒蔵開き、雨の中たくさんの方に来ていただき、BRTも満席での運行だったと聞いております。29日には釜床マルシェ、手作り感あるアットホームな感じのイベントで、今後の地域主体のイベント開催のヒントとなるのではないかと思いますイベントでした。 5月3日からは、東峰村最大のイベントであります民陶むら祭が開催されます。天気

	と渋滞が心配されますが、たくさんの人の入場を期待するものであります。 また、6月には、棚田の火祭りやほたる祭りも開催されると伺っております。他にも地域の祭りも開催されておりますが、開催が困難な状況の中でも工夫を凝らし、福岡県の中山間応援サポーター制度や地域伝統芸能お助け隊などの応援制度を上手に活用し、無理のないイベントの継続を図っていただきたいと希望するものであります。 これからどんどん暑くなってまいります。農繁期も始まります。熱中症にも十分ご注意ください、議員各位、村民の皆様、健康第一で毎日を過ごしていただき、今後一層のご活躍、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼のあいさついたします。本日はありがとうございました。
議 長	これをもちまして、令和8年第4回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (12時58分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 議 員 議 員